

貝塚市立学校施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、貝塚市立学校施設使用条例（令和4年貝塚市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 貝塚市立小学校及び中学校の施設（以下「学校施設」という。）の使用時間は、午前8時から午後9時までの範囲内で、貝塚市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。

(使用の許可申請)

第3条 条例第4条の規定により使用の許可を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、所定の申請書により教育委員会に申請しなければならない。

(使用の許可)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用を許可することに決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第5条 条例第8条ただし書の市長が特に必要があると認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 天災地変等により使用することができなかつたとき。
 - (2) 使用者の責めに帰することのできない特別の事由がある場合において、使用料を還付することが適当であると認めるとき。
- 2 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第6条 学校施設を使用する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けないで学校施設の附属設備を使用しないこと。
- (2) 許可を受けた学校施設以外の学校施設に立ち入らないこと。
- (3) その他職員の指示に従うこと。

(使用者の責任)

第7条 学校施設を使用する者は、その責めに帰すべき事由により生じた事故について、責任を負うものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(貝塚市立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

2 貝塚市立学校の管理運営に関する規則（平成14年貝塚市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第28条を次のように改める。

(施設及び設備の目的外使用)

第28条 学校の施設及び設備の目的外使用については、貝塚市立学校施設使用条例（令和4年貝塚市条例第10号）の定めるところによる。